

印鑑登録（代理人申請）

代理の方が印鑑を登録する場合、登録する本人に確認をとる必要があります。郵便による照会をしますので、登録・証明発行までは数日必要です。

1. 登録する本人が「代理人選任届」を書き、登録予定の印鑑を押します。
- 来庁 2. 代理人は「代理人選任届」を住民係の窓口提出します。
3. 役場から、登録する本人（住民票の住所）あてに「照会書兼回答書」を郵送します。
4. 「照会書兼回答書」が届いたら、登録する本人が記入し、登録予定の印鑑を押します。
- 再来庁 5. 代理人は以下のものを持参し、住民係の窓口で印鑑を登録します。

持参するもの

- ①「照会書兼回答書」
- ②登録する方の本人確認書類（運転免許証、保険証、旅券など）
- ③代理人の本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きの書類。免許証・旅券・顔写真付き住民基本台帳カードなど）
- ④登録する印鑑
- ⑤代理人の印鑑（認印で可）

代理人選任届

坂城町長 殿

私は（役場へ来られない理由） _____ のために

【代理人住所】 _____ 番地

【代理人氏名】 _____ を代理人と定め、印鑑の登録
（印鑑登録の廃止）及び印鑑登録証の受領に関する権限を委任します。

平成 年 月 日

【登録する人の住所】 坂城町大字 _____ 番地

【登録する人の氏名】 _____ (印)

※ 印鑑の登録に関する場合は、必ず登録する予定の印鑑を押印してください。
同一世帯内で現在登録されている印影は、印鑑は別々であっても登録できません。